

市貝町「地域福祉計画」 自己点検表（PDCAサイクル表）

平成28年3月24日

基本理念 みんなで支えあい 地域の力でつくる 人にやさしいまち いちかい
基本目標 町民と町が協働して築く 福祉のまち いちかい

計画目標 1 相談支援体制を充実し、町民の地域生活を支えます

施策展開・具体的施策（P）	計画実施状況（D）	計画達成評価（C）	今後の取り組み・改善事項（A）
1 総合地域生活支援体制の構築	町振興計画に総合相談支援センターの設置を記載した。	点検基準 「実践・推進できている：3」 「実践・推進できているが改善が必要：2」 「実践・推進できなかった：1」	平成28年度はセンター設置に向けて具体的に関係機関と調整に努める。
(1)総合地域生活支援体制の構築 （総合相談支援センターの設置） 総合相談支援センターの機能	生活困窮者自立支援として、社会福祉協議会に、相談支援員を配置した。 CSW(コミュニティーソーシャルワーカー)養成研修については、地域福祉研究所主催にCSW 養成研修に社協職員が参加した。	2	モデル事業でCSW の増員を図る。 養成研修に参加する職員を年次計画に基づき参加する。
(2)早期のニーズキャッチ体制の構築 ①住民協力のニーズの早期発見、見守り活動 ②住民福祉活動拠点における住民による相談機能でのニーズの早期発見 ③認知症高齢者の早期発見のための金融機関、商店、企業等の協力事業所づくり	①ボランティア活動者が知り得る範囲の、社会資源マップ・要支援者（支援が必要な人、世帯・5年以内に要支援者になりそうな人・世帯）マップの作成を行った。 ③高齢者見守りネットワーク事業を展開している。地元商店と協力し、認知症高齢者や障害者世帯の見守りおよび、食材の配達等を実施した。	2	①ボランティア活動者の活きた情報をマップに落とし込みをしたが、個人情報等の問題もあり、ボランティアが知り得る情報をどこまで開示・共有してもらうかが課題 ②CSW事業で実施できるか検討していく。 ③引き続き実施していく。

(3)民生委員児童委員への支援と専門職との連携体制 ①民生委員同士の協力体制づくりのための、隣接地区担当民生委員相互による副地区担当制の導入 ②総合相談支援センターとの連携による民生委員と専門職の協働体制 ③民生委員の役割の分散を目的とした民生委員協力員制度の検討 ④町が主催する民生委員研修の実施	①1月に民生委員協議会定例会で意見交換を行った。 ②できなかった。 ③1月に民生委員協議会定例会で意見交換を行った。 ④担当課と社協で関わった生活困窮世帯の事例検討会を2月に行った。	2	①副担当制については、賛成する委員もいるが、自分の担当は1人で担当したいと考える委員もいる。 ②協議会を通して、今後の協力体制づくりを話し合うことも必要で、町の研修会も計画したい。 ③民生委員協力員については、“協力員が民生委員より立場が上になる”と誤った認識をしている委員もいるため、今後も検討を重ねていく必要がある。 ④事例検討会の定期的な開催をする。民生委員が支援する世帯等の事例を、専門職種を交えてスーパーバイズをする必要がある。
(4)町民に対する福祉サービスの情報提供体制 ①町広報、パンフレット等を効果的に活用し、わかりやすい情報提供に努め、保健・医療・福祉の担当者との連携を強化、窓口からも幅広く情報を提供する。 ②サービス情報、施設情報、団体情報など様々な情報資料について、広報誌やホームページを利用しやすく、手軽に入手できるようにする。 ③町社会福祉協議会のホームページを開設し、福祉サービス、ボランティアなどの情報伝達体制を整備する。 ④民生委員に、情報伝達の担い手の役割として、知識習得の研修会等の取り組みを推進する。	①ボランティアセンター機能強化としてボランティア活動情報等を広く広報するため、保健福祉センターロビーに、福祉活動情報、ボランティア活動情報のスペースを設置 ②できていなかった。 ③H27.9に社会福祉協議会ホームページを開設。基本的な情報に加え、災害時のボランティア募集や義援金情報などの迅速な情報発信を行った。 ④平成26年度は、事務局が企画した研修会を多く持ち、平成27年度は民生委員自らの企画をお願いした。	2	①県内外活動情報板と町内活動情報板に分けているが、町内活動情報が少ないため、より多くの団体と連携して様々な情報を発信する必要がある。 ②どんな情報を必要としているかを含め、検討していく。 ③HP内で情報を見つけにくいことが判明したため、情報の簡略化をして見やすいHPにリニューアル中である。 ④マイナンバー制度、ファミリーサポートセンターなどの研修を行いたいと希望があった。講師を含めて検討していきたい。

計画目標 2 町民の参加による 福祉のまちづくりをすすめます

2 町民参加の基盤整備	社会福祉協議会にCSW（コミュニティソーシャルワーカー）を設置。町民参加の基盤整備を企画している。		地域住民には、誰が主として働きかけを行うかが課題である。基盤整備に向け、関係者と調整を図る必要がある。
(1)福祉コミュニティ形成モデル事業 (地域住民の取り組み) ①自治会活動に参加し、住民同士顔見知りになる。 ②地域に困っている人の、できる範囲で力になる。 ③地域とつながるきっかけの場である、イベントに積極的に参加する。 (行政の取り組み) ①各地区の福祉課題の解決に向けた取り組みを支援するための推進拠点の整備に必要な経費を助成し、町内全域へ普及に努める。 ②町広報誌、ホームページを有効的に活用する。 (社会福祉協議会の取り組み) ①住民主体による地域福祉活動を活発化するために、地区ごとに担当職員を配置し地区内の支援活動を行う。 ②多くの住民が気軽に参加できる住民向けの講座を、地区関係者と協力して自治公民館単位で実施し、地域住民の外出の機会の向上に努める。	(行政の取り組み) ①住民福祉懇談会を実施した。 ②できていなかった。 (社会福祉協議会の取り組み) ①北部地区（大谷津・刈生田）、中部地区（石下）をモデルとしてCSWを配置させ、地区公民館活動を支援した。 ②地域交流会を多世代事業と抱き合わせで実施した。 CSWによる今後の地域の在り方について、住民同士での助け合いについての研修会を実施した。	2	(行政の取り組み) ①今後も実施していく。 ②実施自治体などを参考に検討する。 (社会福祉協議会の取り組み) ①日中の支援活動においては、参加者の多くが高齢者になってしまうため、現役世代が参加を増やすための活動が課題である。 ②地域ごとの課題を事前に、自治会関係者と共有し、その地域の実情にそったプログラムを講座で実施する必要がある。 地域内高齢者の公民館までの移動手段についても、自治会でどう取り組むかが課題である。
(2)住民交流・住民活動拠点整備事業 1) 高齢者・障害者・子どもたちの地域での居場所 (地域住民の取り組み)		2	

①自発的に地域の課題解決に向けて活動できる場として、役割を担いお互いで支えあえる場づくりに参加する。 ②住民同士の常日頃からの出会いと、世間話と言える関係づくりを再確認する。 (行政の取り組み) ①地域交流の居場所づくりを支援するため、公共施設の空きスペース情報を集約し、有効活用ができる支援体制を検討する。 ②地域交流の場の情報を広報誌やホームページで啓発する。 ③保健師による健康づくり出前講座を実施する。 ④移動手段の広報啓発として、サシバふれあい号の活用をPRする。 (社会福祉協議会の取り組み) ①参加する住民が居場所を運営するための役割を担い、自主的なサロン活動の仕組みをつくる。 ②新しい情報を発信できる拠点としての役割を果たせる居場所にする。 ③地元商店街や商工会へ協力依頼を行い、交通の足の問題による買い物難民の問題を出張販売により解決できる仕組みをつくる。 ④地域の空き家などの情報を参加者と一緒に把握し、スペースの有効活用を図る。 ⑤サロンに参加する方の日常的な会話から、地域が抱える課題の集約に努める。	(行政の取り組み) ①高齢者の閉じこもり予防のために、保健福祉センターで実施している。 ②できていなかった。 ③希望のでた自治会に実施した。 ④福祉課窓口等でチラシの配布を行っている。 (社会福祉協議会の取り組み) ①地域サロン設立・運営への支援、障害者居場所づくりへの支援（各1カ所） ②自由に情報発信（一部制約有り）ができる場としての機能をもたせた。 ③商工会登録商店への協力打診を個別に行った。 ④実施できなかった。 ⑤地域サロンの設立増加に向けた参加者へのアンケートを実施した。		(行政の取り組み) ①②地域交流には自治会との連携も必要。 ③健康づくりの内容の話をする中で住民同士の意見交換の場をつくるようにする。 ④PRを行う。 (社会福祉協議会の取り組み) ①計画に位置付けられて実施しているが、予算化されず参加回数を増やす分だけ、自己負担が多くなることが課題 ②サロン参加者の固定化が課題である。 ③サロンの参加者数が当日まで不明なため、商業者が仕入れ量を設定できない。 ④空き家情報が入っても持ち主が町内に居ないため、連絡を取る術が課題である。 ⑤サロンを支援するサポーター（民生委員とは別に）を増やす必要がある。
--	--	--	---

2) 住民福祉活動拠点（住民による相談機能） （地域住民の取り組み） ①自治会未加入世帯に、加入の働きかけを行う。 ②自治会が、助け合いの関係を強化し、自治会に入りたくなる雰囲気づくりをする。 ③サークル活動を活性化し、住民同士の交流の強化を図る。 （行政の取り組み） ①自治会組織の活動の把握、先駆的事業を町内へ周知拡散する。 ②自治会への加入促進の啓発、福祉活動に取組む。 ③住民による自主運営事業や、住民の福祉活動を主体とした地域づくり、まちづくりを支援する。 （社会福祉協議会の取り組み） ①住民による相談機能を向上させるために、出前福祉講座で地域福祉の課題解決のための話し合いへの講師派遣等を行う。 ②老人クラブ(シニアクラブに名称変更)の支援、若手会員の増加運動の実施。 ③人的支援(ボランティア派遣)、各種助成金を活用し財源の確保などに努める。 ④地域に潜在的にある課題と住民活動をつなげ、助け合い活動を支援する。	（行政の取り組み） ①できていなかった。 ②自治会加入 4,335 世帯中 2,817 世帯 ③町では「自治会活動推進事業交付金」を交付している。 （社会福祉協議会の取り組み） ①傾聴ボランティア養成講座を実施した。（相談を受け止めることの出来る地域人材の育成） 自治公民館単位での研修会に職員を講師として派遣した。 ②実施できている。 ③助成金の活用による財源の確保を行った。 ④地域内の生活困窮世帯の支援を自治会としてどう支援するかを、自治会内研修会で協議した。 モデル地区（石下）の地域活動が先駆的であるため、町外から3団体の視察の受入をした。	2	（行政の取り組み） ①～③ 自治会活動については総務課担当と連携する。 （社会福祉協議会の取り組み） ①傾聴スキル「寄り添い」を理解し、「認知症」についての理解もある支援者を増やす必要がある。 ②特に、高齢化が進む北部地区にシニアクラブを作ることが課題 ③単年度の助成金でなく、複数年度の助成金の確保。助成金等が無くなった際の支援有り方の検討 ④地域ごとの潜在的ニーズの掘り起しを行う。
--	--	----------	--

3) 総合相談支援センターの出張相談 (地域住民の取り組み) ①地域の様々な問題を、出張相談所へ情報提供を行う。 ②地域の情報を把握し、地域の問題解決を自主的に取り組む。 (行政の取り組み) ①出張相談所機能の広報、啓発に努める。 ②相談から上がった情報を精査し、各関係機関へ繋ぐ。 ③相談所の開設にあたり、開設場所の備品の整備を行う。 (社会福祉協議会の取り組み) ①住民が集うサロン活動の中で相談会を定期的を開催する。 ②心配ごと相談事業の内容を見直し、出張相談機能も果たせるようにする。 ③社会福祉協議会が実施するサービスの申請を出張相談所でも行う。	(行政の取り組み) ①②③開設に向け検討した。 (社会福祉協議会の取り組み) ①職員が出向き、いつでも相談を受けられる体制を作った。 ②心配ごと相談事業実施日外でも、職員間での対応を強化した。 ③生活困窮世帯への資金や食料の相談については、出張相談で実施した。	2	(行政の取り組み) ①～③平成 28 年度にモデル事業を実施予定。 (社会福祉協議会の取り組み) ①出前相談の機能強化のための、職員数の増加を図る。 ②心配ごと相談員の出前実施について「場所」などの課題がある。 ③行政機関との連携も必要な申請時などをどこまで出張機能で対応するか線引きが必要。
(3) ボランティア活動の振興 (地域住民の取り組み) ①日常生活の中でも出来る範囲でボランティア活動を各自が実践する。 ②一人で物事の全てを解決するのではなく、近所で話し合える関係をつくる。 (行政の取り組み) ①先駆的な自治会の小地域活動の把握及び広報をする。 ②先駆的活動を実施している自治会へ支援を行う。	(行政の取り組み) ①できていなかった。 ②町では「自治会活動推進事業交付金」を交付している。	2	(行政の取り組み) ①②自治会活動については総務課担当と連携する。

(社会福祉協議会の取り組み) ①出前福祉講座によるボランティア養成講座でボランティア人材の養成を行う。 ②降雪時や有事の際の対応に必要な機材の整備、貸し出しなどを行う。 ③町外のボランティア団体の確保や連携、町内で活動する人々と繋げ自主活動の幅を広げる。 ④老人クラブ連合会活動を支援し、学区清掃活動の推進及び活動参加者を拡大し、住民総出で取り組み、地域で子ども達を育む環境の整備を行う。 ⑤ボランティア活動を強化するため、夜間や休日の養成講座を開催する。	(社会福祉協議会の取り組み) ①住民の声を基に、各種ボランティア養成講座を実施し、地域サポーターの増加とサークル活動団体の設立 ②スコープ等の資材を整備し、災害ボランティア活動時に貸し出しを行った。 ③他町サークルとの連携を図り、ボランティア講座等で連携を図り実施した。 ④町内全ての学校に複数回シニアクラブとして協力し、地域連携を図った。 ⑤ニーズの多かった夜間に講座を開催した。		(社会福祉協議会の取り組み) ①サークル活動者を専門的団体にするための資金と支援者の確保に努める。 ②資機材の備蓄数を増やし、小地域への貸出でなく、広域的な貸出体制の構築を行う。 ③講座等の単発的な繋がりではなく、継続的な繋がりにする。 ④現役世代の方々と直接的に連携する事業（刈払機の使い方講座）等を学校と共同で実施し、学習環境の維持 ⑤現役世代が参加できる、休日に実施をする。
(4)住民の福祉理解の促進（福祉教育） (地域住民の取り組み) ①地域での生活を続けていくために解決すべき課題などを、自治組織の中の問題として具体化する ②福祉について学ぶ機会を増やすため、自治公民館などでの出前福祉講座を活用する。 ③生涯学習事業や福祉講座などに積極的に参加する。 (行政の取り組み) ①福祉に関する生涯学習講座や研修講演会を開催する。 ②学校(学習環境、生活環境整備)への支援を行う。 ③自治公民館活動への支援を行う。 (社会福祉協議会の取り組み) ①当事者団体や教育機関と連携し、若い世代にむけての福祉交流の機会を作る。 ②出前福祉講座の普及・啓発及び実施する。	(行政の取り組み) ①平成27年8月に中学生も参加し、住民福祉懇談会を開催した。 ②小学校での福祉教育の校外学習において、道の駅の利用を許可した。 ③できていなかった。 (社会福祉協議会の取り組み) ①企業、当事者と連携した福祉教育を実施した。 ②メディアを活用して、福祉教育の啓発を行った。	2	(行政の取り組み) ①今後も企画する。 ②公共施設の活用の協力体制を作る。 ③関係機関と連携する。 (社会福祉協議会の取り組み) ①現役世代の参加者を増やすよう努める。 ②地域行事で福祉教育に取り組んでくれるエリアの募集を行う。

③地域の実情に沿った、福祉教育プログラムを地域住民とともに組み立てる。 ④当事者団体の事業内容の見直しを行い、地域福祉の向上に努める団体として機能を果たせるように支援する。	③企業・地域・当事者組織と共同でのプログラムを立案した。 ④出前福祉講座等で当事者組織を講師として講座に参画してもらった。		③地域資源（公民館施設・道の駅）などの住民拠点資源の活用 ④当事者組織の組織強化（人員増加）
(5)子ども福祉会議の開催、小学校・中学校での福祉学習の推進（地域住民の取り組み） ①子どもたちが好む行事に取り組み、顔の見える関係をつくり、地域での見守り活動を行う。 ②福祉学習などの機会に家族で参加する。 ③高齢や障害について家族で理解しあう機会をつくる。 (行政の取り組み) ①子ども福祉会議などの取り組みを整備し実施できる環境をつくる。 ②教育機関が積極的に福祉理解の学習に取り組める環境づくりにつとめる。 ③学校の空きスペースの有効利用など、住民と児童が自然にふれあえる環境の整備を行う。 (社会福祉協議会の取り組み) ①福祉教育の内容をさらに展開し、学校との連携を強化して学校で取り組みやすい福祉学習環境を整備する。	(行政の取り組み) ①町中学生も参加した住民福祉懇談会を平成27.8に実施した。 ②小学校は福祉委員会で老人施設・保育所を訪問し、交流事業を実施。特に4年生は、総合的な学習の時間において、社会福祉協議会等と連携してアイマスク・車イスの体験・点字や手話の学習をした。高齢者を各種学校行事に招待し、交流・ふれあい活動に取り組んだ。また、各種募金活動を行い、理解を深めた。 ③できていない (社会福祉協議会の取り組み) ①校長会・地域連携教員との福祉教育に関する情報提供を行い、総合学習の授業のプログラム立案を実施した。	2	(行政の取り組み) ①今後の懇談会等を企画する。 ②社会福祉協議会等と連携して取り組んでいく。 ③学校と調整・検討が必要 (社会福祉協議会の取り組み) ①人権学習時などの授業にも組織連携を図る

②出前福祉講座において、子ども福祉会議が開催できる内容のプログラムを整備する。 ③子どもたちが学んだ内容を、広報誌やホームページを活用し住民へ周知する。 ④小中高校生と各世代を分けない横断的な繋がりを育む交流の場の整備を行い、地域住民と若者が話し合いのできる場づくりを推進する。	②子ども達の学習ニーズと、学校の学習指導案を基に学習プログラムを立案した ③メディア（新聞）・社協広報紙・SNSを利用して活動紹介を行った。 ④高校生のボランティア活動サークル支援し、地元活動者との繋がりを作り、地元ブランドのオリジナル商品を開発した。		②地域連携教員と福祉教育に関わる学習指導案を立案する。 ③学校PTAと連携し、保護者全員に情報を周知できるようにする。 ④高校生サークルの組織強化とプラットフォームづくりを行う。
---	--	--	---

計画目標 3 町民の参加の災害時の支援体制づくりをすすめます

3 避難行動要支援者体制	避難行動要支援者対応マニュアルは作成済。避難行動要支援者名簿の同意を確認し改定した。		災害対策基本法の改正に伴い、社協と民生委員が関係者に位置づけられた。情報共有が課題である。
(1)避難行動要支援者の把握と自治会への情報提供 ①高齢者、要介護者等特に避難や避難所の生活に支援を必要とする方を対象に避難行動要支援者を把握する。 ②民生委員児童委員の訪問や見守りネットワーク、関係団体により避難行動要支援者の実態を把握する。 ③平常時に、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合に避難支援等関係者に名簿を提供する。 ④災害発生時には、避難行動要支援者の避難支援等のため、本人の同意にかかわらず、避難支援等関係者等に名簿情報を提供する。 ⑤町は、名簿情報を避難支援等関係者に提供する場合、個人情報保護に配慮する。	①避難行動用支援者台帳を作成した。 ②民生委員児童委員は、災害対策法の見直し(平成25年6月)により、避難行動要支援者の避難支援関係者として位置づけられている。 ③④⑤名簿提供に向けて準備を進めている。	2	①②地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、町と民生委員等(コーディネーターとしての役割)が中心となって、具体的な避難方法等について個別計画を作成する。具体的な作成方法を検討する。 ③④⑤平常時から名簿情報を広く支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行う。情報管理を図るよう必要な措置を講じる。(担当する地域の避難支援者に限り情報提供する。施設可能な場所での保管の徹底、必要以上に複製しない、研修会の開催等)
(2)避難行動要支援者の避難計画の策定 ①避難行動要支援者対応マニュアルの内容を周知、防災訓練の充実を図る	①周知は十分でなかった。	2	①防災訓練担当課との調整が必要である。

②社会福祉協議会で防災講座を実施、広報活動を通じて防災意識を図る。 ③被災時に避難行動要支援者の把握と救助が迅速に行える体制づくりに努める。 ④地区ごとに近隣の高齢者世帯や障害者と日頃からコミュニケーションを図り、災害時に連絡・避難・救助活動が行えるように努める。 ⑤避難行動要支援者台帳の周知に努め、新たな支援者の把握等、情報の収集、更新を定期的に行う。 ⑥福祉避難所の整備、運営支援を行う。 ⑦地域の要支援者の支援活動を継続的、専門的に担うことのできる人材を育成する。	②ボランティア活動者向けの、災害時炊き出し訓練、避難所運営についての実技講習を実施した。 大雨豪雨災害時に被災地へのボランティアバスの運行を行った。 ③④⑤⑦今年度は名簿作成のみだった。 高齢者 送付者903人 登録者334人 障害者 送付者191人 登録46人 ⑥社会福祉法人と福祉避難所の協定を締結した。		②一般町民向けに防災講座等の実施をする。災害時の移動弱者等の研修を開催する。 災害支援活動時の振り返り講座等を災害関連の講師を招いてスキルアップ研修が必要である。 ③④⑤⑦災害時に要支援者支援を適切に進めるためには、災害に備えた平常時のしくみづくりが必要である。避難支援においては、要支援者本人の自助努力が大切であり、避難支援等関係者はそれを支援していくことが望ましい。住民の自主的な活動により地域の防災力を高めることも大切であり、その構築が課題である。
(3)災害時支援体制と福祉避難所の設定 ①保健福祉センターを、女性や子育て家庭向けに分ける ②社会福祉協議会は、要支援者に対する食糧、医薬品、おむつ等の生活必需品等の調達を行う。 ③介護施設等と協定を結び、災害時に必要が生じた場合に迅速かつ安全に利用者や要支援者の避難が行えるよう、町内はじめ、近隣の施設と避難の受け入れに関する災害協定を結ぶ。	①具体的な設定は行わなかった。 ②乳幼児・高齢者、障害者向けの非常食の備蓄を行っている。 ③社会福祉法人と協定を締結した。	2	①災害時に実施できるよう計画する。 ②行政と社協が連携し、水、生理用品、オムツなどの消耗品の備蓄保管場所と保管方法の検討 ③協定について防災訓練を実施する。
(4)中学校と連携した災害時避難体制の構築 小中学生が防災学習を通じて、災害時に学校が避難所となったとき自分たちに何ができるかを考える。	できていなかった。	1	福祉学習を通して検討する。

計画目標 4. 社会福祉協議会の機能強化をすすめます

4. 社会福祉協議会の機能強化			
(1)日常生活自立支援事業の充実を法人後見 ①日常生活自立支援事業における生活支援員充実 ②出前福祉講座による普及・啓発活動 ③法人後見制度導入に向けての準備	①生活支援員を2名増員 ②地域内研修及び地域シニアクラブ研修会時などに、啓発の実施 ③研修会への参加、専門家への相談をしながら検討を進めている。	3	①基幹社協（真岡市）との支援員増加に関する協議する。 ②シニアクラブ未設立地域、障害者団体等にも啓発が必要である。特に自治会未加入者への啓発が課題である。 ③組織の基盤強化及び有資格者の増員
(2)社会福祉協議会へのコミュニティソーシャルワーカー配置 ①生活困窮者への支援体制の強化 ②地域課題への早期発見・早期対応 ③セーフティーネットの構築	①生活相談支援員1名とCSWを1名配置した。 ②ネットワークマップの前段として、地域ボランティアによる要支援世帯箇所を示したマップを作成した。 （地域ごとの課題の傾向の把握） ③社協広報紙・ホームページにおいて、生活福祉資金・フードバンク・安心生活支援（社協独自の通帳管理）の支援制度を構築する。	2	①CSWの増員と、支援関係者による家計相談スキルアップ研修を実施する。 ②住民が活用できる、社会資源・ボランティア情報マップと、支援者組織が活用する、支援者マップ、要支援者マップの連動で作成する。 ③相談者のニーズに合わせた町独自制度の制定及び制度運営維持に関わる財源を確保する。
(3)社会福祉協議会が相合相談支援センターの一部を担当 ①総合相談支援事業の展開 ②地域での相談業務の展開 ③福祉サービスの迅速な対応	①相談を受けた担当以外の職員が情報を共有し支援できる相談受付体制を整備した。 ②実施できなかった。 ③相談者への迅速な対応ができるよう、決裁者の見直しを行い、即日対応できる仕組みにした。	2	①情報共有システム（ハード面）の整備する。平成28年度はモデル事業として実施する。 ②学区ごとに相談員を配置できるよう社協の組織基盤の強化を行う。 ③支援制度を同じ住民が何度も利用してしまうことが課題である。
(4)住民交流・住民活動拠点の運営 ①多世代交流事業の実施 ②ボランティアセンター機能の強化 ③ボランティア育成	①学校の授業支援、多世代交流学习等へのシニア世代のマッチングを実施した。 ②保健福祉センターロビーに、住民が自由に利用できる情報掲示板を設置した。 ③ニーズの多かった夜間に講座を実施し、聾者の支援者サークルを設立した。		①学校の空き教室を利用した地域住民による活動を展開する。 ②ボランティア活動情報を充実させる。 ③サークル活動を発展させて、町単独で通訳者育成事業が実施できるようにするための、町との協議が必要である。

④小地域サロン活動の実施	④地域サロンの設立・運営への支援を行った（1カ所）		④北部地区でのサロン設立強化を図る。
(5)福祉教育、ボランティア活動の推進 ①多くの関係者と構築する福祉教育プログラムの開発 ②地域住民向け出前福祉講座の実施 ③ボランティア活動の機会創出	①学校での福祉教育を行うにあたり、企業・当事者組織・学校・社協が協同し各学校環境等を考慮した学習プログラムを開発し授業を実施した。 市貝町社協の福祉教育の事例で、県のモデル事業の指定も受け財源の確保も行った。 ②福祉教育サポーターの募集を行い、出前福祉講座において講師として活動の機会を創出した。 ③NPO や地域活動団体へ積極的な助成金の情報の提供及び、資金確保に関わる支援を行った。		①児童の学習をさらに深めるための成果物を残せるように、今後も各機関との連携を強化する。 ②福祉教育サポーターに登録した住民向けに、福祉協力推進員になるような専門的な養成研修を実施します。 ③小地域活動団体等の掘り起こしと、積極的な支援を引き続き継続する。 平成28年度に「高齢者ボランティアポイント制度」を実施予定。

基本目標 5 福祉人材の養成・確保をすすめます

(1)福祉人材の養成・確保			
(1)福祉人材の養成・確保 ①福祉系大学と連携した福祉関係人材の確保 ②福祉関係国家資格取奨励策の検討 ③研修参加奨励による人材の育成	保健師の地域看護学習について、役場で受け入れを行っている。	2	福祉人材の養成・確保に努める。